

～宮城県外で妊産婦健康診査・新生児聴覚検査を受ける方へ～

里帰り先等(県外)で受けた妊産婦健康診査・新生児聴覚検査を助成します

《申請期限》

出産日から1年未満まで(生まれた子が1歳になる誕生日の前日まで)

※申請期限最終日が閉庁日の場合は、直前の開庁日までとなります。

※郵送申請の場合、各区役所・総合支所に到着した日が申請日となりますので、余裕をもって郵送してください。

《助成対象者および助成上限額》



対象者：宮城県外(国内)の産婦人科及び出産を取り扱う助産所で受診した方
受診・検査日時時点で仙台市内に住所を有している方

助成額：助成券に記載されている助成上限額と実際の自己負担額を比較して少ない方の金額となります

●妊婦一般健康診査●

宮城県内での妊婦一般健康診査と合算して16回まで

(多胎は29回まで)

区分	助成上限額
初回	23,500円
2回目～10回目	各6,500円
11回目～14回目	各8,500円
HTLV-1抗体検査	2,290円
15回目・16回目	各8,500円

※HTLV-1抗体検査助成は初回～14回目の妊婦一般健康診査と同時に実施する必要があります。

※HTLV-1助成券は「診査医記入欄」に医師の記入が必要です。

※令和6年3月31日以前の受診分は、助成上限額が旧制度のものとなります。

※15回目・16回目は、以下のすべての条件に該当する場合に助成を受けることができます。

- (1)助成対象となる健診を14回分実施済みである
- (2)妊娠40週0日以降の受診である(ただし、妊婦や胎児の健康管理上医師が必要と認めた場合には、妊娠40週より前であっても助成します)
- (3)妊婦健診としての受診で保険診療を含まない

●産婦健康診査●

宮城県内での産婦健康診査と合算して2回まで

区分	助成上限額
1回目(産後2週間頃)	5,000円
2回目(産後1か月頃)	5,000円

※助成には、エジンバラ産後うつ病質問表(EPDS)等のツールを用いた精神状況の評価の実施が必須となります。

※助成券の「診査医記入欄」に医師の記入が必要です。

※流産・死産の場合も、産婦健康診査の助成を受けることができます。

●新生児聴覚検査●

生後1か月以内に行った初回検査1回のみ

検査区分(以下のいずれか)	助成上限額
自動聴性脳幹反応(自動ABR)	5,000円
耳音響放射(OAE)	2,200円

※生後1か月を超えて検査した場合でも、「検査医記入欄」にその理由が記載されている場合には、助成対象となります。

詳細や申請書等のダウンロードは
仙台市ホームページをご覧ください。



申請方法は裏面をご覧ください

◆ 申請方法 ◆

《申請場所》

助成対象となるすべての健康診査・検査終了後に、下記の必要書類をお住まいの住所地を管轄する区役所家庭健康課又は総合支所保健福祉課(下記お問い合わせ先・申請窓口をご覧ください)に提出してください。

※郵送で申請する場合は、書類の作成に際し確認したい事項がありますので、必ず事前に各区役所・総合支所までお問い合わせください。

《必要書類》

①里帰り等妊産婦健康診査・新生児聴覚検査補助金交付申請書 (お問い合わせ先・申請窓口で交付、またはホームページからダウンロード)
②本人(妊婦または産婦)の住民票 (住民基本台帳の閲覧に同意される場合は提出を省略することができます)
③仙台市助成券(申請する健康診査・検査の未使用分すべて) <ul style="list-style-type: none"> ・ HTLV-1抗体検査助成券、産婦健康診査助成券は診査医の記入が必要です。 ・ 妊婦一般健康診査15回目・16回目の申請には、助成券は不要です。 ・ 産婦の精神状況の評価(EPDS等)の結果の記載がない場合、産婦健康診査の申請を受け付けることができません。必ずEPDS等の結果の記入を受けてください。 ・ EPDS以外で精神状況の評価を実施する場合、内容によっては助成の対象とならない場合があります。
④医療機関の領収書及び診療明細書のコピー(ご自身でコピーしてご提出ください) <ul style="list-style-type: none"> ・ 受診者氏名、保険適用外の費用であること、健康診査年月日、領収金額、医療機関名の確認ができるもの。 ・ 診療明細書が発行された場合には、必ずそのコピーを添付してください。
⑤請求書 (お問い合わせ先・申請窓口で交付、またはホームページからダウンロード)
⑥母子健康手帳「妊娠中の経過」「出産の状態」「出産後の母体の経過」「新生児聴覚検査の結果」のページのコピー
⑦振込先のわかる通帳又はキャッシュカードのコピー(金融機関名、支店名または店番号、口座番号、口座名義人がわかる部分)
⑧委任状 (お問い合わせ先・申請窓口で交付、またはホームページからダウンロード) <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者と請求書の口座名義が違う場合のみ提出してください。

*すべての健康診査・検査終了後に一括して申請してください。

*申請書等の記載例につきましては、仙台市ホームページ、二次元コードからご参照ください。

*申請期限までに書類が整わない場合は窓口でご相談ください

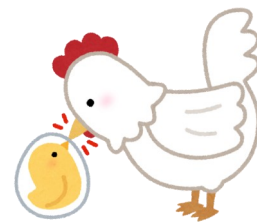
*窓口でご相談のうえ申請する際は、上記必要書類とともに銀行口座のわかるものと印鑑、母子健康手帳をお持ちください。

※ゆうちょ銀行への振り込みを希望する場合、振込用口座番号(店番3桁、口座番号7桁)が必要です。

*申請書・委任状の印鑑は、欠けたり重なったりしないように、鮮明に押印をお願いいたします。

*申請内容を審査のうえ、全額または一部を指定された銀行口座へ振込みます。

*申請後、内容の審査から振込みまで3か月程度かかります。(健康診査・検査ごとに振込日が異なる場合があります)



お問い合わせは、住所地を管轄する区役所・総合支所までお願いいたします。

お問い合わせ先・申請窓口	住 所		連絡先(代表)
青葉区家庭健康課	〒980-8701	仙台市青葉区上杉一丁目5-1	022-225-7211
青葉区宮城総合支所保健福祉課	〒989-3125	仙台市青葉区下愛子字観音堂5	022-392-2111
宮城野区家庭健康課	〒983-8601	仙台市宮城野区五輪二丁目12-35	022-291-2111
若林区家庭健康課	〒984-8601	仙台市若林区保春院前丁3-1	022-282-1111
太白区家庭健康課	〒982-8601	仙台市太白区長町南三丁目1-15	022-247-1111
太白区秋保総合支所保健福祉課	〒982-0243	仙台市太白区秋保町長袋字大原45-1	022-399-2111
泉区家庭健康課	〒981-3189	仙台市泉区泉中央二丁目1-1	022-372-3111